

## 雫石町英語版観光ガイドブック印刷製本業務 仕様書

### 1 件名

雫石町英語版観光ガイドブック印刷製本業務

### 2 目的

雫石町が誇る豊かな自然環境や食・歴史文化といった地域資源の魅力を、外国人観光客に向けて効果的に発信し、町の魅力認知、豊富な観光コンテンツの体感・体験促進のツールとしてのガイドブックを制作し、観光需要の喚起と観光消費の拡大及び潜在的な雫石ファンの獲得を目指す。

### 3 契約期間

契約日から令和6年3月31日まで

### 4 業務内容等

#### (1) 業務内容

雫石町の魅力を効果的に伝える、訴求力のある冊子の作成

ア コンテンツの企画・立案及び撮影

イ 編集、デザイン

ウ 印刷

エ その他付帯業務

#### (2) コンセプト

次のコンセプトを中心に据え、コンテンツを構成し、作成すること。

ア 雫石町を最初に知る、ファーストインプレッション、入口としてのブック。

イ 情報を詰め込んだ一般的な観光パンフレットではなく、お土産として持ち帰りたくなる、手元に置いておきたくなる作品。

ウ 情報鮮度がすぐに落ちてしまう情報ではなく、雫石町原風景等（不動なもの・変わらないもの）にフォーカスした作品。

### 5 委託内容

#### (1) ガイドブックの作成及び印刷

ア 規格等

① 言語 英語

② サイズ A5ヨコ (210×148mm)

③ 色数 両面カラー

④ ページ数 40 ページ

⑤ 形状 中綴じ

⑥ 紙質 マットコート紙四六 70kg

## イ 留意点

- ① 原稿データ（英語）および写真は委託者が提供する。ただし、一部コンテンツにおいては写真撮影を依頼する場合がある。
- ② 紙面の構成に必要なイラスト等は、受託者において入手すること。
- ③ 情報誌等の制作、編集経験のある者が制作すること。
- ④ カラーユニバーサルデザインやメディア・ユニバーサルデザイン等に配慮した色彩及びフォントを用いること。また、委託者の作成意図を汲み取り、より分かりやすい紙面にすること。

## (2) 成果品の納品

### ア 成果品

- ①ガイドブック  
10,000部
- ②電子データ（PDF形式）  
CD-R 1部
- ③ガイドブック作成のための素材データ（写真、図表、イラスト、キャッチコピー等）  
二次利用可能なデータ形式での提供。ただし、二次利用する際は、別途受託者と協議のうえ、利用することとする。

### イ 納品先

雫石町役場 観光商工課 観光係（〒020-0595 雫石町千刈田5番地1）

### ウ 納品期限

令和6年3月22日（金）

## 6 業務実施に当たっての注意事項

- (1) 写真（委託者が用意する写真を除く）やイラスト、情報等の使用に関して著作権の許諾等が必要な場合は、受託者が手続きを行うものとし、当該著作権の使用等に係る経費については、契約金額に含むものとする。
- (2) 写真（委託者が用意する写真を除く）やイラスト等の著作権など、各種権利等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、町は責任を負わないものとする。
- (3) 第三者が所有する写真、情報等を使用する場合は、受託者が当該第三者と調整した上で、受託者が準備するものとする。
- (4) 本業務の実施に必要な各種手続きは、原則として受託者が行い、当該手続きに係る費用は契約金額に含むものとする。
- (5) その他本業務の実施に係る費用は、原則として全て契約金額に含むものとする。
- (6) 原則として3回以上（簡易色校正は1回）、町の校正を受けることとする。
- (7) 受託者は、町が掲載を指示する事項について協議の上、対応することとする。

## 7 その他追加提案

受託者は、契約金額の範囲内で独自に推薦できる提案などがあれば、積極的に提案すること。

## 8 成果品の利用及び著作権

(1) 成果品の著作権は町に帰属するものとする。やむを得ず、著作権を町に譲渡できない場合は、受託者は、事前に町に申し入れを行い町の下承を得るものとする。ただし、冊子に掲載されるイラスト等で第三者が保有している著作物の著作権は当該第三者に留保される。

(2) 成果品について、町は、観光プロモーション等のために冊子を配布するとともに、電子データをホームページ等で公表することができる。また、ガイドブック作成に当たって使用した素材について、別途受託者と協議のうえ、活用できることとする。

## 9 秘密保持

(1) 受託者は本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外に利用、第三者に開示、漏洩してはならない。契約終了後もまた同様とする。

(2) 受託者は、個人情報を取り扱う場合は、雫石町個人情報保護条例（平成12年3月21日条例第2号）並びに委託業務契約書に定める特記事項を遵守しなければならない。

## 10 その他

本仕様書に記載のない事項については町と受託者で協議するものとする